



2023年6月9日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

**(開示事項の経過) タイ証券取引所が、Group Lease PCL.の株式取引再開に向けた
猶予期間を再延長、上場廃止事由の解消と資格の再取得のための手順を発表**

2023年6月8日、タイ証券取引所（以下、SET）は、当社グループの持分法適用関連会社で、市場取引が現在停止中のGroup Lease PCL.（以下、GL）の市場取引再開に向け、GLの申請を審理した結果、現在設定されておりました猶予期間の再延長を認め、その原因となっております上場廃止事由の解消と上場維持資格の再取得のための手順を公表いたしました。当該内容につきまして下記のとおり日本語にて翻訳してお伝えします。

*原文は下記のSET ウェブサイトで確認することが可能です。

<https://www.set.or.th/en/market/news-and-alert/newsdetails?id=8205560&symbol=GL>

2021年9月3日付適時開示「2021年9月2日にタイ証券取引所がGroup Lease PCL.に関して開示した内容について」にてお知らせしましたとおり、当社としましては今後ともGLの株式取引再開にできる限りの協力を行うとともに、状況の把握並びに情報収集を進め、適切に対応してまいります。

(以下、タイ証券取引所が公表した内容の和訳)

**タイ証券取引所が、Group Lease PCL.の株式取引再開に向け、上場廃止事由の解消と資格の再取得
のための手順を発表（再開ステージ）**

Group Lease PCL（以下、GL）は、2021年第1四半期の財務諸表を指定期限内(脚注1)に提出しなかったことにより上場廃止の可能性のある状態にあり、同社は既に終了した上場廃止事由を解消する過程にあります。従来、期限が既に到来していました。(詳細は2022年11月11日のSETのニュースに示されています)。

GLは、取引再開のために上場廃止事由を解消し、取引再開のための資格を回復するための期間延長を要請しました。タイ証券取引所は、この要請を検討し、猶予期間の追加と、会社が以下の手続きを行うことを許可しました：

1. 会社は2023年7月31日までに、2021年から2023年までの監査人を任命するための株主総会を開催する必要がある。

2. 会社が(1)に従って進行できる場合、以下の手続きを行うための期限が与えられる。

(A) 財務諸表の未提出による上場廃止事由の解消: タイ証券取引所は全ての提出遅延している財務諸表の提出期限について、2024年11月14日(脚注2)までの期間延長を認める。

(B) 取引再開のための資格回復(再開ステージ): タイ証券取引所は株式取引を再開するための資格を取得するための期間延長を2025年2月28日(脚注2)まで認める。

GLが(1)に従って進行できない場合、タイ証券取引所はGLの株式の上場廃止をすすめて参ります。

2023年6月8日

(脚注1)財務諸表が未提出であることによる上場廃止事由を解消するためには、2023年5月31日までに、2021年第1四半期から2022年末までの財務諸表(計8期間)を提出することが求められる。

(脚注2)会社は、提出されていないすべての遅延した財務諸表(2021年第1四半期から2024年第2四半期まで、計14期間)を2024年11月14日までに提出し、2つの連続した期間(2024年第3四半期を2024年11月14日までに、および2024年全体を2025年2月28日までに)の指定期間内に財務諸表を提出しなければならない。

以 上